

ご利用規則

当館では、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第10条に基き、次の通り利用規則を定めておりますのでご協力くださいますようお願い申し上げます。お守りいただけない場合は約款第7条及び第18条によりやむを得ずご宿泊または館内の諸施設のご利用をお断りする場合があります。賠償していただく場合もございますので特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜火災予防上お守りいただきたい事項＞

1. 客室内では暖房用、炊事用などの火器等を持ち込みご使用なさないでください。
2. 館内はすべて禁煙でございます。喫煙なされる場合は喫煙所をご利用ください。
3. その他火災の原因になるような行為をなさないでください。

＜保安上お守りいただきたい事項＞

1. ご滞在中お部屋から出られる時は、ドア及び窓の施錠をご確認ください。
2. ご滞在中や特にご就寝の時はドアの内鍵、ドアガードをお掛けください。来訪者があった時は不用意に開扉なさらずご確認ください。万一不審者と思われる場合は、直にフロントへご連絡ください。
3. 客室内でのご面会をご遠慮願います。
4. 宿泊登録者以外のご宿泊は、堅くお断りします。

＜貴重品、お預かり品のお取り扱いについて＞

1. 現金、その他の貴重品は、必ず客室内の金庫で保管してください。客室内での貴重品の事故に関しましては、責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。
2. 遺失物は、法令に基づいて処理させていただきます。

＜お支払いについて＞

1. 料金のお支払いは、通貨又は当館が認めたクレジットカードとなります。
2. ご到着時にお預かり金を申し受ける場合がございますのでご了承ください。
3. 小切手でのお支払い及び両替には応じかねますのでご了承ください。

＜お控えいただきたい行為＞

1. 当館に他のお客様の迷惑になる様なもののお持込はお控えください。犬、猫、小鳥、その他の動物、発火または引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられているもののお持ち込みはお控えください。
2. 館内での賭博や風紀、治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動はお控えください。
3. 所定の場所・用途以外での館内施設や備品のご使用はお控えください。
4. 当館の許可なく、営業行為など宿泊以外の目的での客室のご使用はおやめください。
5. 当館の許可なく、広告・宣伝物の配布や物品の販売はおやめください。
6. 未成年者のみのご宿泊は、特に保護者の許可のない限り、お断りさせていただきます。
7. 不可抗力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染、或いは紛失させた場合は、相当額を弁償させていただきます。

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条** 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
2. 当館が法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

- 第2条** 当館に契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時間
 - (3) 宿泊料金
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて継続を申し入れた場合当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条** 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときはこの限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を越えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを必要としないこととする特約)

- 第4条** 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込み金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条** 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 施設の管理運営上の必要から利用制限を行うとき。
 - (8) 宿泊しようとするものが泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(都道府県条例の規定にもとづく)

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条** 宿泊客は当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊契約を解除した時を除きます）は別表第2に掲げるとことにより違約金を申し受けまます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
 3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の17：00（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
 4. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊客がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等、公共機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さないものであることを証明したときは、第2項の違約金はいただきません。

(当館の契約解除権)

- 第7条** 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき、又同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。（都道府県条例の規定にもとづく）
 - (6) 消防用設備などに対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

- 第8条** 宿泊客は、宿泊当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の支払いをクレジットカード等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときはあらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第9条** 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、15：00から12：00までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 宿泊プランによって客室使用時間が異なる場合がございます。
 3. 当館は、前項の規定にかかわらず、同頁に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けまます。
- 【レイトチェックアウト】
- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 12：00から14：00迄 | 12,100円／室（税込） |
| (2) 12：00から17：00迄 | 24,200円／室（税込） |

(利用規則の遵守)

- 第10条** 宿泊客は館内においては、当館が定めて館内に提示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとさせていただきます。

- (1) フロントサービス時間
7:00～24:00
- (2) 飲食等(施設) サービス時間
 - イ) お食事処(本館1階・2階)
7:30～11:00 18:00～22:00
 - ロ) ラウンジ・バー(本館1階)
7:00～23:00
 - ハ) ルームサービス
7:00～23:00
 - ニ) カラオケ・麻雀ルーム
10:00～23:00

(3) 大浴場
湯屋棟 6:30～23:00

(4) 海洋深層水「赤沢スパ」

- イ) DHC直営ショップ
10:00～20:00
- ロ) 海洋深層水プール
10:00～20:00

2. 前項の時間は、やむを得ず臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金の支払いは、通貨又は当館が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金全額を申し受けれます。

(当館責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただしそれが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、赤沢温泉ホテルをあっ旋するものとする。又は同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋する。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客が、館内及び客室内貴重品入れに預けた物品又は現金並びに貴重品ついて、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。

2. 宿泊客が、館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であって、客室内貴重品入れにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、遺失物法令に基づいて処理いたします。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであつて車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは当該宿泊客は当館に対して、その損害を賠償していただきます。

【別表第1】 宿泊料金の内訳(第2条第1項、第12条第1項関係)

		内 容
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	1. 宿泊料
	追加料金	2. 飲食料
		3. サービス料(前項×10%)
		4. エステ、マッサージなどの付帯施設利用料
税金	消費税	

【別表第2】 違約金(第6条第2項関係)

利用開始予定日の

- (1) 7日前から4日前までに取消した場合 料金の30%(1名当り)
- (2) 3日前から2日前までに取消した場合 料金の50%(1名当り)
- (3) 前日に取消した場合 料金の80%(1名当り)
- (4) 当日に取消した場合 料金の100%(1名当り)